

7 組織的な対応イメージについて

①いじめの予防

教育活動全体を通じて「いじめ防止」を行う。

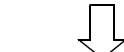
児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、未然防止の観点から全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも行っていく。

いじめの問題への取組の重要性について地域や保護者全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行っていく。

策定したいじめ防止基本方針をホームページ上に掲載し、保護者や地域住民が学校のいじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。また、その内容を必ず年度当初のPTA総会時等で保護者に向け説明する。

②いじめの情報



③情報の収集

教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「同学年会・児童理解の時間・いじめ対策委員会」に情報を集める。



④指導・支援体制の組織化

「いじめ対策委員会」指導・支援体制を組む。(管理職、学級担任、養護教諭、生活指導担当教員などで役割を分担)

連携



関係機関

⑤-A 児童への指導・支援

- いじめられた児童への支援
 - ・徹底して守ることを伝え事実関係を確認する。
 - ・教育的配慮のもとでのケアや支援を行う。
- いじめた児童への指導・支援
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は人権を脅かす行為であることを理解させる。
 - ・自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・健全な人格の発達に配慮した指導をする。
 - ・「重大な事態」と判断した場合には、警察への相談または通報を行い対処する。
- いじめが起きた集団への指導・支援
 - ・「観衆」や「傍観者」であった児童に、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
 - ・いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つように指導する。

⑤-B 保護者との連携

- いじめられた児童の保護者
 - ・迅速に事実関係を連絡する。(家庭訪問)
 - ・徹底して守ることを伝える。
 - ・今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめた児童の保護者
 - ・迅速に事実関係を連絡する。
 - ・「どんな理由があろうといじめ行為は許されるものではない」という毅然とした態度で今後の学校との連携方法について話し合う。

- ※ 随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。
- ※ 常に状況把握に努める。